

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 3 年 2 月 25 日付けの保護決定通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分が違法又は不当である旨を主張している。

世帯の自立を阻害するような場合でかつ自立に使われた場合は福祉事務所は返還を免除できると規定がある。本件はこれにあてはまると思うため免除を求める。

処分庁は、就労収入は国か都の規定の中で免除規定はないので、それを根拠に免除しない旨主張するが、法 80 条には「保護～これを返還させない事ができる」と書いてあり、就労収入は免除してはならないとの記載はない。法意に照らし免除されるべきである。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 2 月 2 6 日	諮問
令和 6 年 6 月 2 1 日	審議（第 8 9 回第 2 部会）
令和 6 年 7 月 2 6 日	審議（第 9 0 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法 4 条 1 項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされている。

また、法 8 条 1 項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法 2 5 条 2 項及び同項において準用する 2 4 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法 6 1 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月

1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 8・2 は、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額によるとしている。

イ 勤労に伴う収入

次官通知第 8・3・(1)・ア・(ア) は、勤労に伴う収入について、官公署、会社等に常用で勤務している者については、基本給、超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ) は、その収入を得るための必要経費として、同・(4) に定める基礎控除と、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとしている。

そして、同・(4) を受けて、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 8・3・(1)・アは、基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額に対応する次官通知第 8・3・(4)・別表「基礎控除額表」の収入金額別区分に基づき認定することとし、同・イは、基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第 8・3・(1)・アによる勤労収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額によることとしている。

(5) 収入充当

局長通知第 1 0・2・(8) によれば、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかになった場合は、(略) 当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。)」とされている。

(6) 法 8 0 条の規定に基づく返還の免除について

法 8 0 条は、保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事情があると認めるときは、これを返還させないことができるものと規定している。

また、平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問13-2・答3によれば、収入の増について、届出義務との関連もあり、例えば、法80条の適用は安易に考えるべきではないとされ、発見月、その前月又は前々月の収入増減（賞与、期末手当等による）については局長通知第10・2・(7)・エの規定により相当の範囲まで事後調整ができるものとして取り扱うべきであるとされている。

(7) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も本件の適用に当たって妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、前回処分で行った令和2年12月收入に係る充当処理に関して、請求人から、充当せず返還金処理にしてほしいとの訴えを受け、ケース診断会議で検討した上で、充当処理を返還金処理に変更することとしたことが認められる。

そして、処分庁は、上記処理を行うため、令和2年12月1日付けで、同月の保護費を102,311円と算定し、同額を請求人に対して支給したことが認められる。

また、処分庁は、請求人から提出された令和3年1月分の収入申告書等に基づき、同月1日付けで1,720円を収入認定し、このほかに令和2年10月分及び12月分過払金に係る収入充当額（35,899円及び10,704円）を請求人の最低生活費124,050円から控除した結果、令和3年1月の保護費を75,727円としたことが認められる。その上で、同保護費75,727円と支給済保護費77,447円との差額1,720円が過払いとなるため、同過払金について請求人に対し返還を求めることとしたことが認められる。

そうすると、本件処分は上記1の法令等の定めに則って適正に行われたものと認められ、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張し、法80条の規定による返還の免除を求めている。

しかし、本件処分は、前回処分で充当処理された令和2年12月收入

について、請求人からの訴えを受けて返還金処理に変更するため、収入認定を一度削除し、請求人に対して保護費の追加支給を行ったものである。請求人の主張は、後行処分に関する不服と解されるから、本件処分の取消理由とはならない。

なお、後行処分における返還金処理に関し、念のため、法８０条の規定を検討すると、同条は、保護金品を消費し又は喪失した請求人にやむを得ない事情があると処分庁が認めるときに、返還の免除を可能にするものであるところ（１・（６））、請求人は、令和２年１２月の収入を本や洋服の購入費、外食費に充てて消費したことを申し出ていることが認められ、上記１・（６）の問答集に照らしても、保護費を消費した請求人について、「やむを得ない」事情があるとはいえず、法８０条を適用しなかった処分庁の判断に違法又は不当な点を認めることはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己